

(別表第1)

評価者及び調整者の指定

(1) 標準的な指定の場合

	被 評 価 者	評 価 者	調 整 者
本 庁	病院局長及びこれに準ずる者	病院事業管理者	—
	課室長及びこれに準ずる者	病 院 局 長	病院事業管理者
	副課長、班長、主幹及びこれに準ずる者	課 (室) 長	病 院 局 長
	その他の職員	班 主 長 幹	課 (室) 長
県立病院	病院長及びこれに準ずる者	病院事業管理者	—
	管理局長 (10級)	病 院 長	病院事業副管理者
	管理局長 (9級)	病 院 長	病 院 局 長
	副院長、院長補佐、参事、センター長 (難病相談センター長、精神科救急医療センター長を除く) 及びこれに準ずる者	病 院 長	—
	総務部長、経営企画部長	管 理 局 長	病 院 局 長
	部長 (総務部長、経営企画部長除く)、室長、精神科救急医療センター長、難病相談センター長及びこれに準ずる者	副 院 長	病 院 長
	センター次長	セ ン タ ー 長	病 院 長
	部次長 (事務職)	管 理 局 長	病 院 局 長
	課長 (事務職) 及びこれに準ずる者	部長又はこれに準ずる者	管 理 局 長
	課長 (事務職除く)、技師長、療法士長、部参事、部次長 (事務職除く)、看護師長又はこれに準ずる者	部長又はこれに準ずる者	病 院 長
	技師長補佐、療法士長補佐、副検査技師長、主任検査技師、副放射線技師長、主任放射線技師、副療法士長、専門員及びこれに準ずる者	技師長又はこれに準ずる者	病 院 長
	その他の職員 (医師職除く)	課長、看護師長又はこれに準ずる者	部長、技師長又はこれに準ずる者
	その他の職員 (医師職)	部長又はこれに準ずる者	病 院 長

(2) 特に指定する場合

	被 評 価 者	評 価 者	調 整 者
粒子線医療 センター 及 び 災 害 医 療 センター	病院長、センター長及びこれに準ずる者	病院事業管理者	—
	副院長、副センター長	病 院 長 セ ン タ ー 長	—
	部長（事務部長除く）及びこれに準ずる者	副 院 長 副 セ ン タ ー 長	病 院 長 セ ン タ ー 長
	事務部長	病 院 長	病 院 局 長
	課長、科長及びこれに準ずる者	部長又はこれに準 ずる者	病 院 長 セ ン タ ー 長
	その他の職員（医師職、行政技術職）	部長又はこれに準 ずる者	病 院 長 セ ン タ ー 長
	その他の職員（医師職、行政技術職除く）	課長、科長、看護師 長又はこれに準ず る者	部長又はこれに準 ずる者
神戸陽子線 センター	センター長	病院事業管理者	—
	副センター長	セ ン タ ー 長	—
	部長（事務部長除く）	副 セ ン タ ー 長	セ ン タ ー 長
	事務部次長	副 セ ン タ ー 長	病 院 局 長
	課長、科長、及びこれに準ずる者	部 長	セ ン タ ー 長
	その他職員（事務職）	課 長	部 長
	その他職員（医師職、行政技術職、看護職）	部長、課長、科長	セ ン タ ー 長